

表参道銀行跡地ネーミングライツ・パートナー募集要項

1. 募集の目的

成田市（以下「市」という。）では、新たな財源を確保することにより、観光施設の継続的な運営及び市民サービスの向上を図ることを目的として、表参道銀行跡地の愛称の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）に対価を支払って取得することができるネーミングライツ・パートナーを募集します。

2. ネーミングライツ募集の対象地

(1) 対象地

対象地
表参道銀行跡地（花崎町535番地1）

(2) 対象地の概要等

名 称：表参道銀行跡地

主要設備：ベンチ×4台、プランター、散水栓

交 通：JR成田駅徒歩5分、京成成田駅徒歩5分

開放日時：土・日・祝日（1/1～2/3 除く）、午前9時～午後5時

位 置 図



配置図



(3) 利用の状況

対象地は、年間1千万人以上が訪れる新勝寺に繋がる表参道に面する広場であり、土曜・日曜・祝日には、地域住民や本市を訪れる観光客の憩いの場として開放するとともに、観光振興、地域振興に資するイベントの会場としても活用しており、非常に多くの方が訪れる場所となっています。

対象地を使用するイベントとしては、例年45万人もの見物客が訪れる本市最大の行事である成田祇園祭、全国有数の伝統芸能団体を一堂に会した成田伝統芸能まつりのほか、成田太鼓祭や成田弦まつりなど、四季折々、様々なイベントが開催されています。

上記のとおり、対象地は市内だけではなく国内外から訪れる非常に多くの観光客の目に留まる立地にあり、愛称看板やパートナー案内看板、また、イベントポスターやパンフレットなど、非常に高いPR効果が期待できます。

(4) 契約期間 5年

※契約期間終了後、引き続き契約を希望する場合には優先交渉権があります。

(5) 命名権料

最低申込金額は、以下のとおりとします。また、申込金額については、審査項目となっているため、審査の際に評価します。

・申込金額：年額250万円以上（消費税及び地方消費税含む。）

(6) その他

対象地は、観光振興・地域振興等に資するイベント会場として貸し出しを行っており、イベント主催者が表参道銀行跡地に協賛ステージを設置することがあります。その場合、他社の企業名等を入れたステージ名称がパンフレット等に記載されることがありますが、愛称についても併記するよう市からイベント主催者に対し依頼を行います。

3. 愛称付与の範囲

(1) 表参道銀行跡地の愛称として、企業名、商品名等を冠した愛称（メッセージは、含めることができません。）を付与することができます。

愛称には、「表参道」の字句を必ず使用してください。

例：○○○表参道広場、表参道○○○広場 等

(2) 愛称は、市民や利用者に理解しやすい愛称としてください。

(3) 愛称には、企業ロゴ等、文字で表示することが難しいと考えられる図又はイラスト等は使用することができません。ただし、ネーミングライツ・パートナーの負担により印刷する印刷物・看板等に企業ロゴ等を表記することを妨げるものではありません。

(4) 愛称については、知的財産権その他第三者の有する権利を侵害するものは使用できません。

(5) 応募する愛称が、市民や利用者の混乱を招くおそれや、利用上支障となるおそれがある場合は、愛称の変更を求めることがあります。

(6) 成田市広告掲載要綱第3条第1項に該当する愛称及び同条第2項に規定する成田市広告掲載基準に基づき不適合とされるものは使用できません。

(7) 市民や利用者の混乱を避けるため、合併等による商号の変更などやむを得ない場合を除き、契約期間内において愛称の変更はできません。その場合、看板の変更等に係る経費については、全てネーミングライツ・パートナーの負担となります。ただし、契約期間中における土地利用方法の変更など、市の都合による場合は、看板の変更等に係る経費については、市の負担とします。

(8) 愛称の付与は、原則として6. ネーミングライツ・パートナーの特典に記載のあるものにのみ適用します。

(9) ネーミングライツは愛称の付与を目的としたものであり、所有権、運営方針、経営等に影響を与えるものではありません。

(10) ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。

(11) ネーミングライツに対する商標登録は原則、認めないこととします。ただし、やむを得ない理由がある場合は、市とネーミングライツ・パートナーで協議の上、決定します。

4. 愛称の使用開始時期

愛称の使用開始時期については、令和8年10月頃を予定しています。ただし、市とネーミングライツ・パートナーとの協議により変更することがあります。

5. 命名権料の支払い時期

命名権料の支払は、契約期間（愛称の使用期間）の最初の月の末日までに、年間の命名権料の一括支払いを原則とし、毎年支払を行うことを基本としています。市とネーミングライツ・パートナーとの協議により、支払時期、支払方法（年額を半期毎に分割等）を決定することができます。また、決定した支払方法、納期限等については、契約書において定めます。

6. ネーミングライツ・パートナーの特典

- (1) 看板での愛称表示
- (2) ネーミングライツ・パートナー案内看板での広告（最大A0判）掲示
※表参道銀行跡地フェンス外側に案内看板を設置します。場所の詳細は2（2）対象地の概要等をご覧ください。
※千葉県屋外広告物条例、成田市広告掲載要綱及び成田市広告掲載基準を満たした内容となります。なお、成田市手数料条例に基づく屋外広告物の許可手数料をご負担いただきます。
- (3) 市が作成するパンフレット等の印刷物、ホームページ等（以下「市作成印刷物」という。）への愛称の表記。なお、表記の方法や作成については、市に一任するものとします。
- (4) ネーミングライツ・パートナーが作成するパンフレット等の印刷物、ホームページ等におけるネーミングライツ・パートナーであることの周知。
- (5) 契約期間終了後に引き続き契約を希望する場合における優先交渉権の獲得。
- (6) その他、ネーミングライツを活用したイベントの開催等、希望される特典があれば提案してください。

7. 費用負担

区分	負担者
愛称看板及びネーミングライツ・パートナー案内看板の新設（維持管理を含む）（※1）	ネーミングライツ・パートナー（※2）
契約期間終了後の原状回復	ネーミングライツ・パートナー（※2）
契約後に行う市作成印刷物等の表記	成田市（※3）

※1 看板等の新設については、設置場所や規格も含めて、ネーミングライツ・パートナーと市との協議により決定します。

- ※2 ネーミングライツに係る命名権料の他に別途費用負担が必要です。
- ※3 愛称の使用開始以降に開催されるイベントであっても、ネーミングライツ・パートナー決定時に、イベント主催者が既にチケットやチラシ等を印刷している場合には、それらに愛称を表記することはできません。

8. 知的財産権

(1) 知的財産権の帰属

愛称に関する知的財産権は、ネーミングライツ・パートナーに帰属するものとしませんが、市及びイベント主催者等の使用者が無償で使用することを認めるものとしします。

(2) 商標

付与する愛称については、申込を行う前に商標登録など、他者の権利を侵害していないことを確認してください。

(3) 紛争の解決

本件愛称に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、ネーミングライツ・パートナーが自己の責任と費用において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとしします。

9. 応募資格

募集の目的に賛同する法人であること。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合は応募できません。

- ①成田市広告掲載基準第4条に該当する場合
- ②国税、地方税に未納がある場合
- ③その他、ネーミングライツ・パートナーとして相応しくないと市が認めた場合

10. スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年4月6日(月) |
| (2) 質問の受付期限 | 令和8年4月22日(水) |
| (3) 質問に対する回答 | 随時(※最終回答日 令和8年4月27日(月)) |
| (4) 申込書の提出期限 | 令和8年5月8日(金) |
| (5) 選定委員会の開催 | 令和8年5月下旬 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和8年6月上旬 |
| (7) 契約協議・契約の締結 | 令和8年6月から7月 |
| (8) 表示などの変更 | 契約の締結日の翌日以降 |
| (9) 愛称の使用開始 | 令和8年10月開始予定 |

11. 応募の手続き

(1) 応募方法

表参道銀行跡地ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙1）に必要事項を記入し、次の①から④までに掲げる書類を添付の上、持参又は郵送により提出してください。

- ① 法人の概要がわかる書類
- ② 直近3か年の決算報告を示した書類
- ③ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- ④ 「未納の税額がないこと」の証明書
 - ・ 国税に未納がないことの証明書（納税証明書 その3の3）
 - ・ 地方税に未納がないことの証明書

（地方税に未納がないことの証明書が提出できない場合は、申請法人の所在地の地方税の納税証明書※直近2年分。）発行日から3カ月以内のものに限る。

（2）提出部数

各1部

（3）募集期間等

- ① 令和8年4月6日（月）から令和8年5月8日（金）まで応募を受け付けます。
- ② 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで
- ③ 郵送の場合は、最終日の当日消印有効

（4）提出先

〒286-8585

千葉県成田市花崎町760番地

成田市シティプロモーション部 観光プロモーション課 観光施設係

（5）留意事項

- ① 申込みに係る必要な経費（郵送費等）は、申込者の負担とします。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ③ 質問はネーミングライツ質問票（別紙2）により、質問の受付期限内に電子メール、郵送のいずれかの方法で問い合わせ先まで送付してください。回答は質問者へ返送するとともに、成田市ホームページに公表します。
- ④ 提出書類は、返却しません。また、必要に応じて複写を行います。
- ⑤ 提出書類は、ネーミングライツ・パートナーの審査目的以外には使用しません。
- ⑥ 提出書類は、成田市情報公開条例（平成17年条例第52号）の規定に基づき公開することがあります。
- ⑦ 応募の時点で、この募集要項の全ての記載事項に同意したものとみなし

ます。

⑧ 郵送の不着を理由とする提出期限の延長は認めません。

1 2. ネーミングライツ・パートナーの選定方法

(1) 選定委員会による審査及び優先交渉権者の決定

① 市が設置する選定委員会において、下表の項目について審査を行い、採点のうえ、優先交渉権者を決定します。なお、選定の結果は、全ての応募者に文書で通知します。

審査区分	審査項目	配点
応募法人の状況	法人の財務状況・法令順守・社会貢献・応募の動機等	20点
愛称名	愛称名がわかりやすいか。 市のイメージにふさわしいか。	25点
命名権料の応募金額	配点 × $\frac{\text{当該応募者の応募金額}}{\text{応募者のうち最も高い応募金額}}$	35点
地域貢献等	地域貢献や振興等に対する理念、活動実績及び今後の計画	20点
合 計		100点

※応募法人の状況、愛称名、地域貢献等の審査区分において、配点の5割に満たない審査項目がある場合は、優先交渉権者として選定しない場合があります。

- ② 審査は、書類審査及び応募者から応募の動機や社会貢献についての熱意を直接お伺いします。選定委員会には担当者様の出席をお願いします。
- ③ 選定委員会は、応募者が1者である場合、又は、失格その他の理由により1者となった場合においても審査を行い、優先交渉権者を決定します。
- ④ 優先交渉権者の決定の結果の通知後は、特段の事由がない限り、辞退出来ません。
- ⑤ 市は、優先交渉権者と契約の交渉を行い、契約内容が合意に至り次第、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

なお、優先交渉権者との間で、契約内容について合意の可能性がないと市が判断した場合、市は優先交渉権者と契約の交渉を打ち切るとともに優先交渉権者の決定を取消し、次点の候補者と契約の交渉を行うものとします。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーとして決定した場合は、当該決定した法人名、表参道銀行跡地の愛称名、予定命名権料等について、市のホームページ

等において公表します。

(3) ネーミングライツ・パートナーの決定の取消し

ネーミングライツ・パートナーの決定後、応募資格に該当しないこととなった場合、第三者の知的財産権を侵害するおそれがあることが判明した場合又はネーミングライツ・パートナーとして相応しくない事情が生じたことにより、契約の締結が困難であると市が判断した場合は、ネーミングライツ・パートナーの決定を取り消すことがあります。なお、これにより生じた損失等については、市は一切の責任を負いません。

1 3. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

ネーミングライツ・パートナーとして決定後、市とネーミングライツ・パートナーとの間で契約を締結します。

(2) 契約の変更

市及びネーミングライツ・パートナーは、災害その他やむを得ない事由により、この契約の履行に支障があると判断した場合には、双方協議のうえ、契約内容を変更することができます。

(3) 契約の解除

契約の締結後に、応募資格に該当しないこととなった場合、第三者の知的財産権を侵害するおそれがあることが判明した場合又はネーミングライツ・パートナーとして相応しくない事情が生じたことにより、契約の維持が困難であると市が判断した場合は、市は契約を解除する場合があります。この場合において、原状回復に係る経費は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

(4) その他

対象地は、成田市土地開発公社が所有している土地に市が暫定的に整備した広場であり、契約期間中に土地利用方法や所有者が変更となる場合があります。この場合には、市及びネーミングライツ・パートナー双方協議のうえ、契約内容の変更もしくは契約の解除をすることができます。この理由により契約が解除されたときは、月割りにより命名権料の一部を減額または返還します。

1 4. 命名権料の用途

命名権料は、成田市が管理する当該地を含めた観光施設の維持管理費用に充てます。

1 5. その他

募集の中止等

災害等その他やむを得ない理由により本募集及び選定を公平に執行することができないと認められるときは、中止する場合があります。その場合において、応募にかかわるすべての経費は市に請求できないこととし、加えて異議申し立てをすることもできないものとします。

16. 問い合わせ先

成田市 シティプロモーション部 観光プロモーション課 観光施設係

電話：0476-20-1540

E-mail：kanpro@city.narita.chiba.jp

※土曜日、日曜日及び祝日を除く

※午前9時から午後5時まで